

寝屋川市総合計画審議会の傍聴に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寝屋川市総合計画審議会規則（平成2年寝屋川市規則第8号）第9条の規定に基づき、寝屋川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日所定の場所で自己の氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、会議の開催時刻の20分前から行う。

2 傍聴は、先着順とする。ただし、受付開始時に定員を超える申出があった場合は、抽選とする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、15人とする。ただし、審議会の会長（以下「会長」という。）において特に必要と認めたときは傍聴人数を制限し、又は増員することができる。

(会議の場への入場の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席を離れ、会議の場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者又は監督者が付き添う場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛にすること。
- (3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 傍聴席を離れ、会議の場に入らないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会議資料の取扱い等)

第8条 傍聴人は、会議の終了後は、閲覧用の会議資料を返却しなければならない。この場合において、その写しの交付を必要とするときは、寝屋川市行政資料等有料複写サービス取扱要綱（平成9年10月1日制定）第3条に定める費用を実費として支払うことにより、交付を受けることができる。

2 会長は、閲覧用の会議資料を返却すべきこと及び前項後段に規定する手続によりその写しの交付を受けることができることを傍聴人に周知するものとする。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会長が議事の非公開その他の会議の運営上必要と認める理由により退場を命じたときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長がこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 年 月 日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、第六次寝屋川市総合計画試案に係る最終答申の日限り、その効力を失う。